

The Staff-2000 担当者様 各位

(株)ビジネスアプリケーション サポート部 TEL:03-3577-7645

<http://www.b-appli.co.jp>

大変重要なお知らせです！

※TheStaff-2000 給与ご担当者様にお渡し下さい

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、平成 28 年度の税制改正により、通勤手当の非課税限度額に関して、交通機関を利用している人に支給する通勤手当の非課税限度額の上限額が 10 万円から 15 万円に引き上げられました。改正後の非課税規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

該当者については、後述の【非課税限度額変更方法】をご参照の上、【スタッフマスタ】の手修正を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになりますので、予め該当者の有無と、改正による差額をご確認いただく必要がございます。年末調整までにお調べ下さい。

詳細は、国税庁のホームページよりご確認ください。

「通勤手当の非課税限度の引き上げについて」<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index2.htm>

敬具

【改正内容】

※変更部分のみ記載

(国税庁 通勤手当の非課税限度額の引上げ <https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/pdf/01.pdf> より抜粋)

区分	課税されない金額	
	改正後	改正前
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と「自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当」の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と「自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当」の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)

【非課税限度額変更方法】

今後行う給与計算前に修正して下さい。

(1) 交通機関を利用しているスタッフと交通用具を使用しているスタッフがいる場合

1. 改正内容に該当するスタッフの『スタッフ』-【スタッフマスタ】-《給与関連》-《銀行等》タブを開きます。

- 修正ボタンをクリックし、「交通費非課税限度額」及び「交通費非課税限度残額」を150,000円に修正します。
- 登録ボタンをクリックします。

4. 今後、新規で【スタッフマスタ】を登録する際の初期値を「150,000」にする場合は、5.以降の作業も行って下さい。

※事前に【スタッフマスタ絞込】にて交通費非課税限度額で絞り込んでから、訂正をすることも可能です。

※社員版をご使用の場合は、『社員』-【社員マスタ】-《交通費》タブの「非課税限度額」を修正して下さい。

- 『サブマスタ』-【初期設定】-《料率(3)》タブを開きます。
- 「交通非課税限度額」に「150,000」と入力し、登録ボタンをクリックします。

- 『スタッフ』-【スタッフマスタ】-《給与関連》-《銀行等》タブ

基本情報	給与関連	定義項目	評価	職歴
銀行等保険等固定額扶養人数等				
交通費非課税限度額		150,000		
交通費非課税限度残額		150,000		

- 『サブマスタ』-【初期設定】-《料率(3)》タブ

交通非課税限度額	150,000	一括変更
----------	---------	------

(2) 交通機関を利用しているスタッフのみの場合

- 下記作業を行う PC 以外の、全ての The Staff-2000 を終了します。
- 『サブマスタ』-【初期設定】-《料率(3)》タブを開きます。
- 「交通非課税限度額」に「150,000」と入力し、「一括変更ボタン」をクリックします。
- 「スタッフマスタの交通費非課税限度額と残額を一括変更しますがよろしいですか」の警告には、「はい」を選択します。

- 『サブマスタ』-【初期設定】-《料率(3)》タブ

交通非課税限度額	150,000	一括変更
----------	---------	------

3.

-

警告	
スタッフマスタの交通費非課税限度額と残額を一括変更しますがよろしいですか	
はい(Y)	いいえ(N)

※「はい」を選択することにより、全スタッフの【スタッフマスタ】の「交通費非課税限度額」及び「交通費非課税限度残額」が「150,000」に一括修正されます。

- 「一括変更処理が終了しました」の情報が表示されたら、【初期設定】メニューの登録ボタンをクリックします。
- 【スタッフマスタ】の「交通費非課税限度額」及び「交通費非課税限度残額」が「150,000」に変更になっていることをご確認下さい。

-

情報	
一括変更処理が終了しました	
はい(Y)	

※社員版をご使用の場合は、一括修正の機能がございませんので、『社員』-【社員マスタ】-《交通費》タブの「非課税限度額」を1件ずつ修正して下さい。

(3) その他

※ 紹介オプションソフトで給与処理を行っているユーザー様は、必要に応じて『職業斡旋』-【引当(給与・保険)】-《銀行等》タブの交通費非課税額の「限度額」「限度残額」を修正して下さい。

※ 上記内容は、ホームページにも公開されています。随時、弊社ホームページもご確認下さい。